

(正)

健康起因事故発生時の運転者への罰則

道路交通法第66条

何人も、(中略)過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

刑事処分

3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金
(第117条の2の2第1項第7号)

行政処分

25点
(前歴のない場合、免許取消2年)

出典:警視庁 交通違反の点数一覧表
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/torishimari/gyosei/seido/tensu.html> (2026年3月24日閲覧)

自動車運転死傷行為処罰法第3条

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

刑事処分

人を負傷させた者は12年以下の拘禁刑
人を死亡させた者は15年以下の拘禁刑
(第117条の2の2第1項第7号)

行政処分

危険運転致傷の場合 45点~55点
(前歴のない場合、免許取消5~7年)
危険運転致死の場合、62点
(前歴のない場合、免許取消8年)

© 2026 Sompo Risk Management Inc. All Rights Reserved.

<https://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/kyouhou/kyouhou02.html> (2026年3月24日閲覧)

18

(誤)

健康起因事故発生時の運転者への罰則

道路交通法第66条

何人も、(中略)過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

刑事処分

3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金
(第117条の2の2第1項第7号)

行政処分

25点
(前歴のない場合、免許取消2年)

自動車運転死傷行為処罰法第3条

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

刑事処分

人を負傷させた者は12年以下の拘禁刑
人を死亡させた者は15年以下の拘禁刑
(第117条の2の2第1項第7号)

行政処分

25点
(前歴のない場合、免許取消2年)

© 2026 Sompo Risk Management Inc. All Rights Reserved.

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/torishimari/gyosei/seido/tensu.html> (2026年3月24日閲覧)

18